

2 4 監 告 示 第 3 号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

平成24年6月19日

大町市監査委員	山 下 好 隆
同	荒 澤 靖

平成 23 年度定期監査結果に対し講じられた措置等一覧

(平成 24 年 6 月 4 日受付分)

指摘事項及び意見	措置等の内容
1 負担金について 監査結果（報告書 P. 5-7） ② 負担金を支出している理由・必要性について見直し検証されたい。 各種団体の負担金について個別具体的に検証したところ、次のような実態が見受けられた。 ア 会員資格がないのに会員登録され負担金を支出しているものが 1 件認められた。直ちに脱会の手続きをされたい。 イ 担当課において検討した結果、団体からの給付が享受できる状況にないと判断し、今年度をもって脱退することを決めているものが 2 件認められた。 ウ 今回の監査を通じて総会資料を改めて検証してみて、加入していることの必要性があまりないとし、脱退について検討することとしたものが 4 件認められた。検討をすすめられたい。	ア 大北圏域保健事業者連絡協議会は、圏域内の介護保険指定事業者の連携と介護サービスの円滑な提供を図ることを目的としており、八坂及び美麻診療所では訪問看護と療養管理を行う事業所として登録をしていましたが、入会当初とは異なり現在は訪問看護事業を実施していないことから訪問看護事業を脱会し、療養管理（医科）のみの入会としました。 これにより平成 23 年度の負担金は、療養管理分の 2,000 円（医院ごと）のみ支出しています。（市民課） イ 全国青少年補導センター連絡協議会及び関東・甲信越静地区補導センター連絡協議会は、平成 23 年度末で退会いたしました。（生涯学習課） ウ 福祉自治体ユニットは、住民サイドの福祉行政を進める市町村長の会であり福祉自治体の実現のため、関係機関、専門家の協力を得ながら研究・調査を進め具体的な提言をまとめて提供すること及び地域ケアシステムの構築のために必要な情報収

平成 23 年度定期監査結果に対し講じられた措置等一覧

(平成 24 年 6 月 4 日受付分)

指摘事項及び意見	措置等の内容
オ 全国段階・ブロック段階の団体においては、毎年数多くの市町村が脱退し、	集、交流と研修会を行い福祉のレベルアップを図ることを目的に平成 9 年 11 月に設立されました。特に、少子高齢化の到来を見越した高齢者施策の樹立と介護に係る施策の構築が急務と言われた当時、各自治体における福祉施策を推進するために、加盟市町村長間の連携、情報の把握・交換を行い、合意に達した施策については、共同行動をとって国民や国・県等の行政機関に提言し、その実現を図ることを責務としていました。 本市は、平成 11 年度に加盟し、以来 12 年が経過しました。設立当初の加盟自治体数は全国で 150 あったものの、平成の大合併等ともあいまって、平成 24 年 4 月現在の加盟自治体数は、82 と激減しています。県内では茅野市、泰阜村、当市の 3 市村のみとなっています。 今後においては、設立時の目的に沿った事業を継続していくためには、加盟する団体数も少ないこと、また、当市を含む大北地域は、介護保険の保険者とその運用を広域連合に委託していることから介護保険制度スタート前の状況とは異なり、当市単独で当該団体に加入している意義は薄れてきています。 このような理由から、平成 24 年度末をもって脱退する方向で調整を図ってまいります。(福祉課) オ 他市等の対応なども参考に見直しの可能性を検討いたします。(議会事務局)

平成 23 年度定期監査結果に対し講じられた措置等一覧

(平成 24 年 6 月 4 日受付分)

指摘事項及び意見	措置等の内容
会員数が減少してきている団体もいくつか見受けられた。 地方公共団体の厳しい財政環境を背景として「他の地方公共団体も支出しているから」という考え方から、「当市にとって本当に必要があるのか」との考え方に立ち、見直し、検証が行なわれているのではないかと推測される。状況の把握と検証が必要ではないか。 ③ 繰越金が負担金総額を上回っているような団体がいくつもあり、負担金額が適正であるか検証をされたい。 各種団体等への負担金は、その活動内容に見合った金額とすべきものであるが、今回監査した団体の予算、決算状況を見ると「前年度からの繰越金が負担金総額を上回っているものあるいは負担金総額に近い金額が繰越されているもの（他に多額の事業収入等があるものは除く）」が 2 割近く見受けられた。 中には、繰越金額が多額になったことから、負担金額を減額してきているものも何件かあり、また、23 年度より負担金額をゼロとしたものも認められたが、多くは前年踏襲で継続的に同額の負担金額とされている実態にある。 そのような負担金にあつては、団体等の運営上、会員からの負担金が本当に必要なのかどうか疑問を持たざるを	・オリンピック白馬ルート地域振興協議会の平成 22 年度決算状況では、繰越金が多額（437 千円余）となっていますが、隔年でパンフレットを作成し、その費用として繰越しているためであります。「積立金」等の項目を設け計上することが望ましいと考えられることから、当番事務局へ適正な会計処理を行うよう要望してまいります。（美麻支所）

平成 23 年度定期監査結果に対し講じられた措置等一覧

(平成 24 年 6 月 4 日受付分)

指摘事項及び意見	措置等の内容
得ない。 負担金の支出にあたっては、団体の収支状況に照らして現在の負担水準が妥当であるか検証し、その結果によっては負担金額の減額、一時徴収停止、負担金の精算（返還）なども団体に要望することも必要ではないか。 ④ 積立金（基金）を有している団体がいくつもあるが、その必要性や積立金額の妥当性について検証されたい。 いろいろな名目で、積立金や基金を有しているものが 2 割近く見受けられた。積立規程等が確認できないので、その妥当性について判断はできないが、総会資料で見る限り、退職給与引当金、何々記念事業積立金などのように明確な目的により積立てられているものは別として、目的がはっきりせず、一種の繰越金と同様なものではないかと思料されるものもある。 行政からの負担金収入をベースとしている団体にあっては、積立目的、積立額、取崩しの基準などを明確にすることが必要であり、これらの観点からの検証が必要で、結果によっては団体に改善の要望をすることも必要ではないか。	・ 2 年程前より各団体の総会において構成団体の負担金の見直しを行っております。 今後も負担金の見直しを行っていきます。（建設課）

平成 23 年度定期監査結果に対し講じられた措置等一覧

(平成 24 年 6 月 4 日受付分)

指摘事項及び意見	措置等の内容
2 市税等の収納状況について 監査結果（報告書 P. 7-8） (1)市税の収納率向上については、コンビニ収納の拡大による利便性の向上や差押え等への積極的な参加など充実強化に取り組んできているが、監査基準日現在の収納率は次頁の表のとおりであり、多くの税目において前年度に比べ低下してきている。 不安定な経済情勢の中、今後ますます厳しさが予測されるので、負担の公平性及び財源確保の観点から収納率の向上に一層の努力をされたい。 特に、国民健康保険税の収納率は表のとおり、ここ数年下がり続け、この結果、国からの普通調整交付金が 5%減額となるペナルティが課されるところとなっている。滞納繰越分全体に占める割合も市民税を超える大きなものとなってきている。市民課窓口での収納対策を強化されたい。 (2)使用料等の滞納整理の促進については、下水道受益者負担金と使用料、保育料、住宅使用料等を中心に監査の都度、意見を述べてきているが、引き続き取り組みを強化されたい。	・国保の収納率に係る国の普通調整交付金につきまして、平成 22 年度は 5%減額のペナルティが課されましたが、平成 23 年度は減額されておられません。 しかしながら、国保税の滞納額が膨大となっていることを踏まえ、税負担の公平・公正の面からも、支払う能力がありながら納税意識のない方には資格証明書の発行を検討してまいります。（市民課） ・「保育料」について 現年分は児童が入所している状況での料金であり、保育園とも協力して督促や催告を実施いたしました。 滞納対策として、こども手当等の支給時に分納を含めた納付相談を実施し、収納率の向上に努めています。 こども手当等の保育料への充当については、十分注意しながら対応しており、滞

平成 23 年度定期監査結果に対し講じられた措置等一覧

(平成 24 年 6 月 4 日受付分)

指摘事項及び意見	措置等の内容
	納者との個別収納相談を基本とする中で、分納誓約を徴しながら収納実績に繋がるよう今後も粘り強く対応してまいります。 (子育て支援課)
3 地域情報通信基盤整備事業 (ケーブルテレビ) について 監査結果 (報告書 P. 8-9) ケーブルテレビについては、4 月の本放送開始から 10 カ月程が経過した。様々な行政情報をはじめ、地域に密着した生活情報や地域情報の提供により徐々に浸透しつつある。 しかしながら、12 月末時点における加入戸数は 3,028 戸に留まっている。利用料金の設定にあたり損益分岐点とした 2,400 世帯は超えてはいるというもの、「情報通信技術を活用した市民サービスの充実や行政サービスの高度化を図り、市民生活の利便性の向上、安心・安全なまちづくりをすすめる」とする目的からすると加入戸数がまだまだ少ない状況にある。又、地区別に見ると普及率に格差が生じている。普及目標を立てて加入促進に一層の努力をされたい。	・普及目標は総合計画の中で、平成 28 年度視聴可能世帯 4,400 件としています。 加入促進については、やまびこまつり、文化祭、J A の感謝祭にブースを出展し、自主放送番組を流しキャンペーンを行いました。 保育園や小・中学校の運動会・音楽会等の収録後放送日を記載したチラシを各園・各校へ配布するなど、番組宣伝と併せ加入促進を行いました。 また、自主制作番組の質、内容の充実を図ると共に、近隣 CATV 局や民放局が制作した地元関連の番組を放送するなど、自主放送チャンネルの充実にも務めております。 平成 23 年度中には、新規申込 96 件があり、引込工事を行っています。平成 23 年度末の視聴可能世帯では 3,223 件、課金件数で 3,022 件となっています。(情報交通課)
4 休暇取得状況について 監査結果 (報告書 P. 9) 前期に実施した施設等出先機関の監査において、出勤簿、休暇届等の確認	・年次有給休暇の取得状況については、一概に超過勤務時間の多い部署の取得率が低い傾向にある訳ではなく、業務量に起因するものだけではないと考えられますが、

平成 23 年度定期監査結果に対し講じられた措置等一覧

(平成 24 年 6 月 4 日受付分)

指摘事項及び意見	措置等の内容
を行なったところであるが、年次休暇等の取得日数が少ない職場がいくつか見受けられた。定員適正化計画に沿っての職員数減少、市民ニーズへのきめ細かな対応による行政サービスの増加等、業務負荷が増している状況にあると思料される。 施設等の出先機関にかかわらず各職場において職員の健康管理は大変重要な問題であり、心の病気を患うなど最近増加しているメンタルヘルスの面からも、年次休暇、特別休暇等の取得促進に努め、職員ひとりひとりが意欲、能力を十分発揮し、心身ともに健康で勤務できるよう職場環境の改善を図りたい。	引き続き人事業務の担当課として、より適正な人事運用、人員配置に努めてまいります。平成 23 年度より 5 日に拡大した夏季休暇を取得していない職員も多くいることから、休暇の趣旨を考慮し、連続休暇の取得の奨励、取得の徹底を周知してまいります。 健康管理については、毎月嘱託医師と職員係担当者が職場ラウンドを行い、職場環境の整備を図り、メンタルヘルスについては、係長以上の職員の「メンタルヘルス研修会」を実施したところで、各部署における職員に対する目配りと適切な対応をお願いしています。また、昨年度より「24 時間健康相談・メンタルヘルス相談」を委託しており、専門のカウンセラーに職員及び職員の家族が直接相談できる体制となっており、制度利用促進のための周知を図っています。(庶務課)
5 大町総合病院について 監査結果（報告書 P. 12） (3)事務処理の改善を図りたい ① 平成 22 年度決算において多額の棚卸漏れ（検査試薬）が発生している。病院事業会計規程の定めに基づいて「棚卸実施マニュアル」等を作成するなどして、厳正な棚卸を実施されたい。	① 病院事業会計規程第 59 条で、毎事業年度末実地たな卸を行わなければならないと規定されています。また、必要と認められる場合には、随時実地たな卸を行うとされています。実地たな卸を行った場合にはその結果に基づいて、たな卸表を作成することになっています。薬剤科（薬剤）、栄養室（給食材料）、用度（燃料・診療材

平成 23 年度定期監査結果に対し講じられた措置等一覧

(平成 24 年 6 月 4 日受付分)

指摘事項及び意見	措置等の内容
② 超過勤務の状況について試査したところ、診療技術部の臨床工学室や放射線室においては超過勤務の実施確認がまったく行なわれていない。 確認のルールを徹底し、適正な管理をされたい。 ③ 「預り金」勘定について、定期的に残高の妥当性について確認検証されたい。	料)、検査室（血液）では、毎月末に実地たな卸を行い、購入量（額）、消費量（額）、現在高（額）の確認を行っています。 検査室（試薬）では、年度末の実地たな卸時には購入量すべてを消費した残高ゼロとなっております。 監査指摘以降、毎月末の在庫量の確認を実地たな卸として行い、購入量（額）、消費量（額）の算出を行い、担当者、所属長、所属部長、庶務課（課長・経理係）、事務長（企業出納員）の決裁を得たのち、振替伝票の起票を行っています。（4 月以降は経営企画室の決裁） 担当の検査室では、たな卸実施手順を作成し、入庫・出庫表による管理、試薬倉庫で入庫日に残数量確認をするとともに、出庫日に在庫数と在庫数の確認を行い在庫管理の徹底に努めています。（市立大町総合病院経営企画室） ② 事務長名で超過勤務命令書を当日宿直者に提出し、確認を受けること、院外での勤務の場合は勤務終了時に宿直者に電話連絡すること、確認は上司が行うことを訓示いたしました。（市立大町総合病院事務部庶務課） ③ 預り金は、所得税、住民税、共済掛金、雇用保険、その他に区分して、給付金の支給時に控除し、雇用保険以外は毎月支払っています。また、雇用保険は年一括支払い

平成 23 年度定期監査結果に対し講じられた措置等一覧

(平成 24 年 6 月 4 日受付分)

指摘事項及び意見	措置等の内容
④ 行政職員の採用等に係る事務は、市の担当部局と連携をとってすすめられたい。	となっています。毎月適切な時期に当該月の預り額と支払額の合計を突き合わせることで錯誤を発見することができます。 ア 所得税は、該当月分控除額を翌月 10 日に支払うので、支払時の残額と翌月分の控除額をチェックし間違いの無いことを確認します。 イ 住民税は、市町村からの通知に基づき控除していますが、変更通知と現金徴収分が錯誤の原因となることが多いので、支払後の残高と翌月分の変更通知、現金徴収分の合計を突き合わせてチェックします。 ウ 共済掛金は、計算委託業者から受け取る計算書により控除しているので、この計算書の合計額と共済組合からの請求金額を比較し、差額を前月からの繰越調整額及び翌月への繰越調整額の内訳で説明できるかどうかチェックします。 エ 雇用保険については、7 月に納付するので、その時の残高と翌年度分として控除した 4 月から 6 月までの金額の合計が一致することを確認します。 オ その他の預り金については、当該月分の最終支払後に残高について内訳を調査し、矛盾がないことを確認します。(市立大町総合病院事務部庶務課) ④ 年間の採用計画をあらかじめ作成します。 定期のものについては、市長部局と同時実施することとし、今年医療事務等の専門事務については、市長部局と合議をして

平成 23 年度定期監査結果に対し講じられた措置等一覧

(平成 24 年 6 月 4 日受付分)

指摘事項及び意見	措置等の内容
⑤ 委託、保守等契約書類の作成事務につき正確を期されたい。	採用試験を実施し、採用することとしました。(市立大町総合病院事務部庶務課) ⑤ 委託契約書は、印紙税法で定められた課税文書のうち第 2 号文書の請負に関する契約書に該当するため、記載された金額に応じて収入印紙の貼付が必要となっていますので、収入印紙の貼付されていない契約書については、印紙の貼付を行い、税法上の適正な契約書となるよう処理を行いました。 契約締結時に契約金額の確認とともに収入印紙の貼付・額面についての確認を行うこととします。(市立大町総合病院経営企画室)